

案

大都市税財政制度調査特別委員会

平成29年度中間取りまとめ

平成30年4月 日

川崎市議会大都市税財政制度調査特別委員会

1 付議事件

大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行うこと

2 委員会活動の経過

(1) 平成29年4月4日（第1回）

ア 議題

- ・正副委員長の互選
- ・委員会の運営について

イ 概要

年長委員の渡辺学委員の指名推選により、橋本勝委員が委員長に、かわの忠正委員が副委員長に選任された。

委員会の運営については「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領」のとおり進めることを確認した。

(2) 平成29年4月27日（第2回）

ア 議題

- ・指定都市「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について
- ・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

イ 概要

総務企画局から「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について、今後の進め方及び提案項目の説明を受け、また、財政局から「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」における平成28年度の要望行動及び主な結果等について説明を受け、質疑・意見交換を行った。

説明の中で示された指定都市「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」に関する個別行政分野関係の提案項目について、今後の委員会において重点的に調査研究すべき項目を選定し、その内容を踏まえ、個別行政分野に対応する関係理事者の出席を求めることとした。

ウ 委員意見

- ・白本、青本要望に対する国の対応の部分になるが、毎年、同様の内容で要望を行っており、特段状況が変わらないものについては、発展的な議論を行うためにも、要望行動の経緯や問題点、要望に対する国の反応等についてできる限り把握していく必要があると考える。

(3) 平成29年5月31日(第3回)

ア 議題

- ・「平成30年度 国の予算編成に対する要請」について

イ 概要

「平成30年度 国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、7月下旬に報告が予定されている、指定都市「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」における提案項目(個別行政分野関係)の中から、「義務教育施設等の整備促進」に対応する関係理事者の出席について調整を進めていくこととした。

ウ 委員意見

- ・要請事項にある保育所待機児童の解消に向けた取組の更なる推進等については、政府が新たに打ち出した「子育て安心プラン」等の国の方針に基づき、円滑に検討を行ってほしい。また、保育料の保護者負担を必要経費として確定申告の際に税額控除できるような仕組みについても、国に対する要請として検討してほしい。
- ・子どもの医療費助成について全国一律の制度とすることに関する要請については、特に市外から転入してきた方々から差異や不公平感を感じるとの声を多く聞くため、引き続き国に対して要請してほしい。
- ・新規の要請事項である、ふるさと納税に係る財政措置については、本市が抱える課題を明確に示し、国の理解を得た上で、現状を訴えいくことが重要と考える。
- ・介護サービス制度の改善に係る要請については、本市が進めるかわさき健幸福寿プロジェクトの考え方に沿った形で、要介護度が改善された際のインセンティブの導入を制度化する動きが見られることは望ましいが、事業者等にとって最適なインセンティブの在り方など、具体的な中身の部分については、先進的な取組を行っている本市から、積極的に提案を行ってほしい。

(4) 平成29年7月27日(第4回)

ア 議題

- ・「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について

イ 概要

「平成30年度 国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

なお、提案項目(個別行政分野関係)の中から、「義務教育施設等の整備促進」に対応する関係理事者として、教育委員会事務局から所管課長が出席した。

ウ 委員意見

- ・都道府県及び市町村を含めた地方全体と国との関係における税源配分の是正については、一定理解をするが、指定都市として白本に基づく要請を行うのであれば、指定都市と国との関係を踏まえた形での制度改正、税源措置についても考慮すべきと考える。
- ・大都市制度の早期実現に向けた取組としては、本市の目指す特別自治市の実現に向け、まずは特別自治市制度の法制化が重要であると考え、引き続き近隣都市を含め指定都市との連携強化や市民の理解を得るための活動を進めてほしい。

(5) 平成29年8月30日（第5回）

ア 議題

- ・今後の委員会運営について

イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」についての調査・研究及び11月上旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

(6) 平成29年9月25日（第6回）

ア 議題

- ・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

イ 概要

参考人として専修大学経済学部教授の原田博夫氏を招致し、都市における税財政制度の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

ウ 講演概要

初めに、導入として「租税原則と地方税制の沿革」、「地方税制の仕組み」、「市町村税制の特徴」、「都市圏及び地方圏における地方税収の比較」について説明があった。

次に、「川崎市の税収構造」について説明があった。説明では、国内総生産に占める川崎市の総生産を基準とした際に、個人市民税、法人市民税及び固定資産税において川崎市は基準を上回っており、特に、個人市民税では、全国値に占める川崎市の占有率は年々上昇傾向にあることが示された。また、主要財政指数における政令指定都市間の比較が示され、川崎市は全国的にみて良好な財政状況と言えるとの見解が示された。

次に、個別課題として「ふるさと納税」について説明があった。説明では、平成20年度の税制改正により導入されたふるさと納税制度について、当初はあまり普及していなかった

が、平成23年3月の東日本大震災を契機に、関心・意欲が高まり、件数、適用者数、納税額が約10倍に急増した。しかし、その後、急速に低下し、平成24年以降は当初の2倍の水準で移行していることなどが示された。

また、平成28年度に導入されたふるさと納税ワンストップ特例制度により利用者がさらに増加した一方で、本来所得税から控除されるべき税額が住民税から控除されることから、自治体によっては控除額が寄付金受入額を上回る「流出超」となり、川崎市においては「流出超」の影響額が23億5,000万円に上り、全国第6位となることなどについて言及があった。

次に、個別課題として「滞納への取組」について説明があった。説明では、川崎市では平成20年に滞納債権対策室を設置し、平成26年に川崎市債権管理条例を制定した成果により、収入未済額を142億円まで縮減したことが示された。

次に、個別課題として「超過課税」及び「法定外税」について説明があった。説明では、都市計画区域を有し、都市計画税を徴収している大都市圏においては、固定資産税の超過課税を実施している例が少ないが、住民税における超過課税については、1,700団体中、約1,000団体で実施している構造があることが示された。また、法定外税の実施件数は、全国で38件、102億円にとどまり、そのほとんどが県の場合は原発関係、市町村の場合は産業廃棄物関係であることが示された。

また、川崎市の特徴として、区別の課税対象者の平均所得にばらつきが見られること。また、生産年齢単独世帯比率は7区全てで全国平均を上回っており、その中でも中原区と多摩区では数値が高いことが示された。

講師からは、これらの状況に見られる川崎市の特徴としては、異なったタイプの住民、企業が市域内に居住、活動していることが挙げられる。また、本来であれば異なったタイプの住民に対しては異なった政策を打つことが有効であるが、同じ市域内で異なった税制を導入することは困難であることから、例えば、南部と北部でタイプが大きく分かれるようなものについては、その中間的な領域、結節点となる中部（本市では中原区）を観察しながら実施する政策を検討することも手法の一つではないかとの提案が示された。

さらに、近隣自治体（例えば横浜市）などと協同・連携し、港湾や上下水道、工業用水道の整備、更新経費のための法定外目的税を法人向けに導入するといった取組の検討についても提案が示された。

最後に、講師からは、近年の川崎市の実態として、個人住民税収入の順調な伸びが見受けられるが、それだけに依存することは危険との基本的認識のもと、上記に挙げた法人向けの対応など、将来を見据えた税制の検討が必要であるとの見解が示された。

エ 意見交換概要

質疑. 多くの企業がある本市において法人市民税が減収となっている要因について

応答. 企業活動の景気動向が低下していることが前提として挙げられる。また、市内に事業所があっても、そこで働く従業員のウェイトが下がっている、いわゆる従業員割の点も要因の一つと考えられる。

質疑. 提案として示された法定外目的税を法人向けに実施することの有効性について

応答. 法人税収の減収分を埋めるだけの効果があるかどうかはわからないが、行政の具体的な意思表示、施策の絶対的な必要性のアピールとして実施すべきと判断した際には、そこまでやるべきだと考える。

質疑. 政令指定都市における主要財政指標の中で本市の実質公債費比率及び将来負担比率が他都市に比べ低い算定となっていることについて

応答. この数字は、これまでの財政運営を手堅く行ってきた一つの結果と考える。

質疑. 異なったタイプの住民・企業活動を対象とした政策実施に関する考えについて

応答. 具体的には、企業が南部（臨海部）に多く集まっているのに対し、住民は中部から北部のほうに割と高所得者が居住している場合、本来、財政ニーズが異なるため、異なるタイプの政策を実施すればよいと考える。しかし、税制については一つの共通のもので実施した場合、結果としてアンバランスな税収となってしまふ。そのため、両者の中間地点となる地域、例えば武蔵小杉辺りに注目し、新しいタイプの事業活動が展開し、人の流入が促進されるような活動を仕掛けることが有効なのではないかとの提案である。

(7) 平成29年10月2日（第7回）

ア 議題

・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）（通称：青本）」について

イ 概要

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）（通称：青本）」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動（党派別要望）の予定について財政局から説明が行われた。

ウ 委員意見

- ・要望事項の「地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施」については、要望の成果として制度の変更が行われた結果、昨年度の要望事項と比較して緊急防災・減災事業についての記述が削除されているとのことであるが、防災・減災対策をわかりやすく示すことには意味があるため、文言を残すことも必要と考える。
- ・重点要望事項の「事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設」については、道府県

から指定都市へ事務・権限が新たに移譲、またはすでに移譲されているものに対して、サービスを提供するのは指定都市、税収は道府県といったねじれ構造を解消する制度の整備が重要である。

- ・国と地方間の税源配分の是正については、現状の配分割合6：4を、まずは5：5に是正するとしているが、指定都市として要望するものについては、大都市特有の税制や事務等を考慮し、指定都市だけでみた配分状況を基に要望することも検討してほしい。

(8) 平成29年11月9日(第8回)

ア 議題

- ・「平成30年度 県の予算編成に対する要望」について

イ 概要

「平成30年度 県の予算編成に対する要望」について、要望の方法、時期及び内容について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

ウ 委員意見

- ・「県単独補助事業における補助基準の格差是正等」については、かなり以前から補助率の改善を要望しているにもかかわらず、現状の補助率が継続していることは、県内における租税負担の公平性が損なわれていると考えるため、引き続き補助率の改善を要望していくべきである。

3 指定都市税財政特別委員会による国への要望活動

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称：青本)」に基づき、次のとおり要望活動を行った。

(1) 税財政関係特別委員長会議(平成29年10月30日実施)

橋本勝大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望書(通称：青本)」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(2) 指定都市行財政問題懇談会〔自由民主党〕(平成29年11月17日実施)

末永直委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・ふるさと納税の財政措置について、ふるさと納税の仕組み自体を否定はしないが、平成27年度の税制改正において控除額の上限が10%から20%に引き上げられるとともに、ワンストップ特例制度が導入されたことにより、本来、所得税から控除されるべき税額が

住民税から控除されることで川崎市は1億4,000万円程度の歳入減となった。ワンストップ特例制度が納税者の利便性向上に資するものであることは認識しており、ふるさと納税をより良い仕組みとするよう取組を進めていることも認識しているが、その取組の中で普通交付税の不交付団体に対してもワンストップ特例制度の影響が緩和されるよう配慮してほしい。

(3) 指定都市行財政問題懇談会〔公明党〕(平成29年11月16日実施)

河野ゆかり委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・保育の無償化について、認可保育所の保育士の処遇改善がなされたが、そのために保育士が認可に流れていることから、認可外保育所の保育士についても手当てをお願いする。
- ・川崎市は指定都市で唯一、地方交付税不交付団体であり、それにより大打撃となっているのがふるさと納税ワンストップ特例制度である。国税である所得税が個人住民税から控除され、その税収減は地方交付税制度により措置されるが、交付税措置がない本市では、その影響額が、平成28年度は約7,000万円、平成29年度はその倍額が減収見込みであることから、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用に当たっては、不交付団体についての手当てをお願いしたい。

(4) 指定都市行財政問題懇談会〔日本共産党〕(平成29年11月22日実施)

渡辺学委員が出席し、日本共産党所属国会議員に対する要望を行った。

ア 要望概要

- ・市職員の長時間労働について、川崎市でもノー残業デーが設定されているが、持ち帰りや早朝出勤が発生している。20時消灯の取組では、暗い中で手元の明かりだけで仕事をしているなど、様々な問題がある。私たちのホームページには助けてくださいという声も寄せられている。働く人たちが厳しい状況におかれている中で、市民にサービスを提供する職員が心も身体も壊しており、市民サービスを確保していくうえで大きな問題になると考える。市職員すべてに対して調査をすることも必要ではないか。
民間でも働く人たちの権利、尊厳が踏みにじられていると思う。例えば東芝では様々な問題が出てくる中で、犠牲にされているのはそこで働いている人たちである。働く人たちの生活そのものも奪われるようなケースに陥っていくこともあるので、働く人たちの権利を守っていくという立場で皆さんの尽力をお願いしたい。
- ・ふるさと納税について、平成27年度税制改正で控除額上限が10%から20%に引き上げられ、同時にワンストップ特例制度が導入されたことで非常に利用しやすくなった。しかし、この特例制度では、本来、所得税から控除すべき税額が住民税から控除されるため、

地方交付税不交付団体の川崎市は、減額となった税収がそのまま歳入減となり、金額では1億4,000万円になる。そのため、このような制度については是正を行っていただきたい。

(5) 指定都市行財政問題懇談会〔民進党〕(平成29年11月27日実施)

木庭理香子委員が出席し、民進党所属国会議員に対する要望行動を行った。

ア 要望概要

- ・現在、国において検討が行われている就学前の幼児教育を無償化することについては、これに対する国の配分割合や措置方法によっては、地方の持ち出しが非常に増えることを懸念しているため、その点を考慮して議論していただきたい。
- ・ふるさと納税に係る財政措置について、平成27年度の税制改正において、ふるさと納税の控除額の上限が10%から20%に引き上げられるとともに、納税者が活用しやすいようにワンストップ特例制度が導入された。これによって、本来所得税から控除されるべき税額が、住民税から控除されるようになり、普通交付税不交付団体である川崎市においては、平成29年度ベースで1億4,000万円程度の歳入減となっており、減収見込みは平成29年度で24億円である。平成28年度は13億円であったので、かなりの勢いで影響を受けている。

ワンストップ特例制度が納税者の利便性向上に資するものであることは認識しているが、普通交付税不交付団体に対してもワンストップ特例制度の影響を勘案し、何らかの配慮をいただければと思う。ちなみに返礼品は5割から3割まで上限が下げられる通知があったが、罰則がないことから、通知に従わない自治体もあるようなので、その点もしっかりと議論していただきたい。